
令和7年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和7年6月19日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和7年6月19日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第35号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第2 議案第36号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第3 議案第37号 高千穂町観光振興基金条例の制定について
- 日程第4 議案第38号 高千穂町特定農山村地域活動支援資金基金条例の廃止について
- 日程第5 議案第40号 高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第32号 高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第33号 高千穂町社会福祉基金条例の廃止について
- 日程第10 議案第34号 高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止について
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第12 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の調査結果報告を求めることについて
- 日程第13 鉄道公園化に関する特別委員会の調査結果報告を求めることについて
- 日程第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第35号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第2 議案第36号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第3 議案第37号 高千穂町観光振興基金条例の制定について
- 日程第4 議案第38号 高千穂町特定農山村地域活動支援資金基金条例の廃止について
- 日程第5 議案第40号 高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び指定

管理者の指定について

- 日程第8 議案第32号 高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第33号 高千穂町社会福祉基金条例の廃止について
日程第10 議案第34号 高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止について
日程第11 閉会中の継続調査の申し出について
日程第12 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の調査結果報告を求めることについて
日程第13 鉄道公園化に関する特別委員会の調査結果報告を求めることについて
日程第14 議員派遣について

出席議員（12名）

1 番 藤田 利廣	2 番 田中 義了
3 番 佐藤さつき	5 番 板倉 哲男
6 番 磯貝 助夫	7 番 本願 和茂
9 番 馬原 英治	10 番 坂本 弘明
11 番 工藤 博志	12 番 富高健一郎
13 番 富高 友子	14 番 佐藤 定信

欠席議員（1名）

8 番 中島 早苗

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 工藤 潤也
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	林 謙一
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	佐藤健次郎
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長			工藤 久生
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	佐藤 峰史
会計管理者	佐藤 美和		

保健福祉総合センター所長 工藤加代子
上下水道課長 飯干 和宣
教育委員会次長兼教育総務課長 湯川 哲
監査委員 中尾 清美

午後 1 時30分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 開会前にお知らせをいたします。

中島早苗議員は、本日は欠席届が議長に提出されておりますのでお知らせいたします。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ておりますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 議案第 3 5 号

日程第 2. 議案第 3 6 号

日程第 3. 議案第 3 7 号

日程第 4. 議案第 3 8 号

日程第 5. 議案第 4 0 号

日程第 6. 議案第 4 1 号

日程第 7. 議案第 4 8 号

○議長（坂本 弘明議員） 初めに、日程第 1、議案第 3 5 号から日程第 7、議案第 4 8 号までの議案 7 件を一括議題とします。

この議案 7 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（磯貝 助夫議員） 第 2 回高千穂町議会定例会において、総務産業常任委員会に付託された上下水道課所管 2 件、企画観光課所管 1 件、農林振興課所管 1 件、総務課所管 1 件、税務課所管 1 件、建設課所管 1 件、計 7 件について令和 7 年 6 月 1 2 日に審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第 4 1 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

上下水道課所管、議案第 3 5 号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について。

田井本地区の簡易水道経営統合に伴う料金改正を行うため、条例の別表第 3、簡易水道区分の

欄中、中瀬地区の次に田井本地区を加え、同表田井本地区の項を削除するものです。

本条例は公布の日から施行するものです。

配付資料を含め、説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、住民の理解は得られているのか。

答弁、得られている。

質疑、中山間総合整備事業で整備したと思うが、住民の負担額はどのくらいか。

答弁、1戸当たり1%である。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

上下水道課所管、議案第36号高千穂町下水道条例の一部改正について。

令和6年1月に発生した能登半島地震で、排水設備等が多く破損し、指定工事店自身も多く被災したため、排水設備等の工事ができず復旧が遅れたことから、条例に係る技術的助言となる標準下水道条例が一部改正されたことに合わせて、本条例も一部改正するものです。

改正内容は、第6条第1項の次に、「ただし、災害そのほか非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めたときは、ほかの市町村長の指定を受けた指定工事店が工事を行うことができる」と追記しています。

本条例は公布の日から施行し、改正後の高千穂町下水道条例の規定は、令和7年4月22日から適用します。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、上水道工事はどうなのか。

答弁、上水道は他市町村からも応援を受けることができる。下水道は基本的にそれぞれの自治体内で指定を受けることから、本条例で他市町村指定店の支援を得ることができるようになる。

質疑、高千穂町の指定店は何社あるのか。

答弁、28社ある。

委員会からの意見、近隣市町村だけでなく他県等とも協議し、迅速な対応ができるよう協力体制の確立を図ること。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

企画観光課所管、議案第37号高千穂町観光振興基金条例の制定について。

昨年度末に、一般財団法人高千穂町観光協会から観光振興に役立ててほしいと、1,000万円の寄附がありました。このような用途指定の寄附金等を観光振興事業に充てていくために、基金を創設するものです。

条例第1条の各号に基金の財源を充てる事業を規定しており、第3条と第4条は、有利な方法による現金の管理義務、運用益金の処理について規定しています。

本条例は公布の日から施行するものです。

本条例の規定により、観光振興を持続的に推進するための財源が確保できるとともに、充当事業により本町の魅力を高めていきたいと考えています。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、高千穂町観光協会からのこのような事例は過去にあったのか。

答弁、過去にあったかどうか調べてお答えします。大変ありがたいことであり、有効活用に努めたい。その後、報告がありまして、平成21年3月に300万円の寄附があったと報告がありました。

質疑、町の発展を総合的に考えると、観光のみ特化するだけでなく、地域振興基金と合わせての多面的な活用も必要ではないか。

答弁、関係課との協議を検討したい。

委員会からの意見、御寄附をいただいた団体の御行為を無駄にしないよう、有効活用に努めること。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

農林振興課所管、議案第38号高千穂町特定農山村地域活動支援資金基金条例の廃止について。

本基金は、平成6年度に制定された高千穂町農林業活性化基盤計画に盛られたソフト活動を効果的に推進するため、地域の課題及び活性化の目標方向を明確にし、農林業の振興と地域就業機会の増大、農林業等を担う人材の育成確保、地域活性化の基礎的条件を整備することを目的とした基金でした。

平成11年度に、県から特定農山村総合支援事業補助金1,000万円を基に、町の一般財源と合わせて1,491万5,000円の基金を造成し、毎年基金利子を積み立てながら基金運用を行っていました。

また、平成11年度より5年間、毎年234万6,000円から388万1,000円を基金から一般会計に繰り入れながら事業を執行していました。その内容は、集団育成事業補助金などの補助金が5年間で811万円、新規作物導入委託やラナンキュラス・デルフィニウム試験展示圃設置委託などの委託料が229万3,000円、農産物甲種基準表作成負担金56万1,000円、残りはそれに伴う事務費で、総額1,493万2,000円の事業を執行していました。

平成11年3月31日条例第5号で制定しました基金条例の所期の目的を達成したため、廃止するものです。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、基金残高はあるのか。

答弁、ありません。

質疑、今後の新規作物導入の要望への対応は。

答弁、導入希望者の話を聞き、国・県に要望し、事業化をすることは可能であると思う。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、総務課所管、議案第40号高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について。

本条例は、町への申請や届出などの行政手続を書面等で行うことが定められる場合であっても、個別の法令を改正することなくオンライン化を可能とするもので、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化に資することを目的として制定するものです。

第1条、条例制定の目的について、第2条、用語の定義について、第3条及び第4条、電子情報処理組織（インターネット等の利用による申請等と処分通知等について）第5条及び第6条（電磁的記録、デジタルデータによる縦覧等と作成等について）第7条、適用除外について、第8条、添付書面の省略について、第9条、情報通信技術を利用した行政手続等に関する状況の公表について。

この条例は公布の日から施行します。

資料を含め、説明を終了し、質疑に移りました。

質疑、デジタル化による変化に対応できない高齢者対応は大丈夫か。

答弁、引き続き、申請や届出においての対面での対応や介護保険等の申請等では、ケアマネジャーの活用等で対応していく。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、税務課所管、議案第41号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について。

今回の改正は、令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、本町の基幹業務システムを、本年8月に法令で定める標準化基準に適合した情報システムである標準準拠システムに移行することに伴い、町が交付している各種証明書等の様式が全国統一の標準様式に変更となりますが、税務課が交付している証明書の中には、様式と用紙サイズの変更により交付する枚数が増え、現行の条例では手数料が増額となるものが生じるため、手数料の公平性を確保する観点から、手数料の規定の一部を見直し、交付申請をされた方の負担が過度に増えないよう、手数料徴収条例の一部を改正するものです。

これまでは、固定資産の名寄帳証明書の手数料を、申請1件につき、交付枚数2枚まで300円、3枚以上は1枚増えるごとに100円を加える交付枚数に応じて料金を徴収していたが、枚数にかかわらず申請1件につき300円で交付するよう改めるとともに、併せて交付する名寄帳の記載内容について、名寄帳の謄本または抄本の交付となっているものを現在の名寄帳の交付の実態に合わせ、謄本または抄本の部分を削除し、名寄帳の交付を改めるものであります。

以上の改正を、標準準拠システムのサービスの開始と同日の令和7年8月25日より施行したいことから、議会の議決を求めるものです。

資料説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、他の証明書等の手数料は。

答弁、現在、ほとんどの証明書は、枚数にかかわらず1件300円程度であるが、名寄帳は枚数により料金を徴収していた。枚数にかかわらず300円となる。また、県内14市町村は1件300円に改正している。

質疑、昨年度の手数料収入決算額は。

答弁、決算前であるが、推定で9万7千500円である。改正後は6年度の実績を基に推計すると、収入額は3から4万円ほど減収となる見込みである。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、建設課所管、議案第48号天岩戸公共施設等運営等の設定及び指定管理者の指定について。

令和7年第1回定例会において議決をいただいた、天岩戸交流センターあまてらす館の施設管理に関する条例の第14条にありますように、「町長は、あまてらす館の管理運営上必要であると認めるときは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等促進に関する法律（第16条）の規定により選定事業者に係る公共事業等運営権を設定することができる。

また、一体的な運営と管理確保と効率化を図るために、地方自治法第244条の2第3項に基づき、「公共施設の管理について指定管理制度を活用することができる」とあります。

以上のことから、公の施設の設置目的を効果的に達成し、民間活力を生かした公共施設等の管理運営により、多様化する住民サービスの向上と持続的な提供に向けて取り組んでいくために、天岩戸交流センターあまてらす館への設置及び管理に関する条例第14条の規定と、高千穂町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の第4条の規定により、一般社団法人岩戸村を天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び公の施設に係る指定管理者に指定させるものであり、民間資金等の活用により、公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項及び地方自治法224条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

配付資料と合わせて、説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、指定管理制度を活用するメリットはあるのか。

答弁、指定管理者が持つ公の施設に関する使用の許可、許認可などの権限も与えられることで、事業者の裁量を増すことができる。

質疑、契約は何年か。

答弁、10年以上が一般的であるが、今回は初回契約のため5年としている。次回以降は10年とする。

委員会からの意見、制度及び運営の状況を逐次確認し、不備があれば改善を図ること。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第35号から議案第48号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第35号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第35号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第35号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号高千穂町下水道条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第36号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第36号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号高千穂町観光振興基金条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３７号に対する委員長の報告は、原案のとおり、可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第３７号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 失礼いたしました、起立全員であります。したがって、議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号高千穂町特定農山村地域活動支援資金基金条例の廃止についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３８号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第３８号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第３８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第４０号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第４０号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第４０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号高千穂町手数料徴収条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第４１号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第４１号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第４８号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第４８号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第４８号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第８．議案第３２号

日程第９．議案第３３号

日程第１０．議案第３４号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第８、議案第３２号から日程第１０、議案第３４号までの議案３件を一括議題とします。

初めに、この議案３件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、佐藤さつき議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（佐藤さつき議員） 報告書、第２回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保健課所管の３件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第４１条の規定により、下記のとおり報告いたします。

福祉保健課所管、議案第３２号高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について。

現行制度の女性対象者は、独り親であった方で子供が２０歳以上となった方で、年齢の要件はありませんが、子供が２０歳を超えて一人になられた方との公平性と、助成事業を実施している県内の自治体はおおむね６０歳から７０歳未満の方を対象としていることから、今回、対象者の年齢を７０歳未満とさせていただく改正です。

なお、この改正は、受給者の年度更新に合わせ、８月１日からの適用を予定しています、と説明を受け、質疑に入りました。

質疑、寡婦医療費助成を行っている自治体で年齢制限を設けていないのはどれくらいか。

答弁、寡婦医療費助成を行っている自治体は１４市町村で、年齢制限を設けていないのは２町村です。

質疑、助成額はどれほどで、対象者には周知してあるのか。

答弁、月に１,０００円を超えた分の医療費の助成であり、昨年制度見直しについて説明、意見交換をさせていただき、参加された方はおおむね理解いただいた。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からは、今後も独り親の方々が公平に助成を受けられるように要望しました。

議案第３３号高千穂町社会福祉基金条例の廃止について。

この条例については、平成元年に地域の福祉事業の推進を目的に、交付税により予算措置されたため、基金を設置したものであります。高齢化や核家族化に伴い、福祉サービスの需要が増加する背景がある中、当該基金を高齢者や障害者福祉の事業に活用し、平成６年度に最終的な取崩しを行っているため、今回条例を廃止するものです、と説明を受け、質疑に入りました。

質疑、取り崩してどれくらいだったのか。

答弁、３０年ほどそのままにしてあった。

質疑、現在は福祉的な基金はどのようにしているのか。

答弁、地域福祉基金があります。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第３４号高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止について。

この条例は、直営診療所の施設整備や運営の財源不足が生じた際の財源に充てることを目的に制定されたものです。直営診療所勘定の余剰金から基金へ積立てを行っていたが、診療収入の減や施設の改修等あり、平成７年に最終基金取崩しを行いました。平成１１年４月に、高千穂町田原診療所の管理等に関する条例が制定されたことに伴い、民間への委託方式となり、併せて高千穂町国民健康保険直営診療所条例が廃止されたことから、今回当該基金条例を廃止するものです、と説明を受け、質疑に入りました。

質疑、長い間そのままになっていた基金だが、どのようにして判明したのか。

答弁、会計課の調査で判明しました。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会委員長、佐藤さつき。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第３２号から議案第３４号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第３２号高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３２号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第３２号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第３２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号高千穂町社会福祉基金条例の廃止についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３３号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第３３号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３４号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第３４号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、鉄道公園化に関する特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12. 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の調査結果報告を求めることについて

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第12、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の調査結果報告を求めることについてを議題とします。

お諮りします。九州中央自動車道整備促進対策特別委員会から調査中の事件について調査結果報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会から、調査中の事件について、調査結果報告を求めることに決定しました。

ここで報告を求めます。委員長、馬原英治議員、登壇願います。

○九州中央自動車道整備促進対策特別委員長（馬原 英治議員） 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会調査の報告をいたします。

本特別委員会は、九州中央道路整備促進に関する国・県及び関係機関への要望、提言を行うため、令和3年6月に西臼杵3町議会で同時期に設置され、現在に至っています。

九州中央道路の全面開通は、西臼杵管内の整備促進に係っていることから、令和5年6月に3町議会の全議員で構成する九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会を設立し、整備促進に特化した取組を行っており、昨年の役員会において、国・県並びに宮崎県、熊本県の沿線議会に、

さらなる連携強化と郡民の意識向上などの活動への在り方を再認識したところであります。

令和5年11月3日、蘇陽五ヶ瀬道路の五ヶ瀬区間の着工式が挙行され、11月26日には蘇陽区間の着工式が挙行されました。西臼杵管内はもとより、沿線住民の高速道路のミッシングリンクの解消が目に見える形となり、意識がさらに高くなったことは言うまでもありません。

昨年2月には山都中島西・山都通潤橋間が開通するなど、熊本県側は宮崎県側とは比較にならない進捗です。

そのような状況下に、本特別委員会としての活動内容は、令和6年4月12日、理事会、4月23日、宮崎県庁挨拶回り、4月30日、延岡河川事務所・延岡市役所・商工会挨拶回り、5月27日、延岡市議会意見交換、6月25日、日之影町民ホールにて総会、8月1日、国土交通省九州地方整備局への要望活動、11月19・20日、国土交通省・自民党・国民民主党への要望活動、令和7年2月6日、宮崎県庁、延岡河川事務所への挨拶回り、2月26日、西臼杵3町、延岡、日向商工会への挨拶回り、5月21日、九州地方整備局への要望活動、5月30日、日之影町で総会を行いました。

本年5月21日の国土交通省九州整備局への要望活動において、九州中央道路の宮崎県側の用地買収状況の報告は次のとおりです。

蘇陽・五ヶ瀬間36%、五ヶ瀬・高千穂間60%、高千穂・雲海橋間11%との報告がありました。

九州中央道路、令和4年から令和7年までの予算と補正も含めて報告します。

令和4年度、宮崎県28億6,000万円、熊本県4億3,000万円、事業費合計32億9,000万円。令和5年度、宮崎県46億6,200万円、熊本県15億2,000万円、合計61億8,200万円。令和6年度、宮崎県61億4,900万円、熊本県12億500万円、合計73億5,400万円。令和7年度、九州道関係で44億8,000万円、当初に計上になっています。宮崎県側だけで4年間で約170億円以上が事業費となります。全国の高速道路の供用率は88%であるが、本路線の供用率は43%で、比較にならないほど低く、特に懸念されていた平底～蔵田間が、令和6年4月に計画段階評価に格上げされたが、先の見えない新規事業採択までに宮崎県側沿線住民の意識が薄れる不安を感じるところであります。

近い将来、避けられない南海トラフ地震等の大規模災害や、地球温暖化に伴う異常気象に対応するための防災・減災、その生命線が本路線であります。

3町特別委員会は、今後も郡民一体となり、力を合わせ、要望や提言活動を続け、今までにない新しい取組を視野に入れながら、西臼杵圏内の人口減少や高千穂町のまちづくりの課題を解決すべく、一日でも早い全面開通の悲願達成に向け努力するものです。

今後も、委員会活動に皆様のさらなる支援と協力をお願い申し上げ、報告いたします。

以上、委員長、馬原英治。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の委員長からの報告が終わりました。

日程第 13. 鉄道公園化に関する特別委員会の調査結果報告を求めることについて

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 13、鉄道公園化に関する特別委員会の調査結果報告を求めることについてを議題とします。

お諮りします。鉄道公園化に関する特別委員会から、調査中の事件について、調査結果報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、鉄道公園化に関する特別委員会から、調査中の事件について、調査結果報告を求めることに決定しました。

ここで報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○鉄道公園化に関する特別委員長（磯貝 助夫議員） 鉄道公園化に関する特別委員会から調査結果報告を行います。

高千穂町議会会議規則第 47 条の規定により、鉄道公園化に関する特別委員会のこれまでの経過と第 5 回特別委員会の内容について報告します。

本特別委員会は令和 5 年 3 月 20 日に設置され、これまでに 5 回の特別委員会を開催するとともに、高千穂町鉄道跡地公園化事業に関する調査を進めてきました。

第 1 回特別委員会は令和 5 年 5 月 19 日に開催し、事業内容の明確化、町民の理解を得るための施策、また巨額の事業資金獲得をどうするのかなど、問題点の整理を行いました。

第 2 回特別委員会は令和 5 年 6 月 9 日に開催し、第 1 回特別委員会での問題点や民間企業が参加するサウンディング調査の結果について町の説明を受け、質疑応答により、事業の明確化について説明を求めました。

第 3 回特別委員会は令和 5 年 12 月 22 日に開催し、新たに取り組むサウンディング調査の状況や、文化財としての保護の意向及び工事費の変更内容について説明を受けました。

第 4 回特別委員会は令和 6 年 3 月 4 日に開催し、サウンディング調査参加事業者の意見内容と、町長から財政的に厳しいことから鉄道跡地公園化事業を一旦保留するとの内容について説明を受けました。

また、6 年度中に文化財としての保護ができないか、文化庁と協議し検討していきたいとのことでした。

その後 1 年間、大きな動きもなく特別委員会としての目立った活動はありませんでした。

第5回特別委員会は令和7年3月14日に開催し、文化財としての保護の進捗状況と調査内容について報告を受けました。

報告内容は、令和6年12月4日に文化庁との調整がつき、令和7年1月30日に文化庁から文化資源活用課1名、文化財第2課1名、宮崎県から文化財課2名が参加し、高千穂鉄橋現地調査を行い、同日、卓上調査により、橋梁の建設状況、点検内容、活用状況等の説明を行いました。

令和7年2月以降、文化財登録に向けた書類の作成中であり、今年度中に県への公式な提出を予定しています。提出書類の主なものは、位置図、平面図、配置図、写真、所見、通常望見できる範囲の図、登記簿、意見書、同意書などです。今後は、文化財登録申請及び文化財指定を視野に、条件整理を行っていきますとのことでした。

文化財保護法において指定・登録された文化財は、国からの補助を受けることが可能となります。特別委員会としては、鉄道跡地公園化事業が一旦保留になり、事業が停滞していることから、委員会の目的を達成しておらず、文化財としての保護と合わせて、今後も特別委員会として注視していかなければならない状況にあります。

町民の理解を得ながら、本町の観光事業発展に努めていただきますようお願いし、調査報告いたします。

鉄道公園化に関する特別委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、鉄道公園化に関する特別委員会の委員長からの報告が終わりました。

日程第14．議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和7年第2回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

去る6月9日に開会いただきました本定例会においては、報告3件、条例議案13件、各会計補正予算5件、その他2件の合計23件の重要案件につき、11日間にわたりまして慎重かつ熱心に御審議をいただき、いずれの議案も原案どおりに御承認をいただき、誠にありがとうございます。

ました。厚く御礼を申し上げます。

委員会や総括質疑、また一般質問等で賜りました御意見、御提言につきましては、我々執行部としてしっかりと受け止めていただき、今後も人口減少対策や経済の活性化、また物価高騰対策など、現状の課題に真摯に向き合い、町民の皆様の福祉の向上、町内の産業振興、教育の充実等に向けて、なお一層職員一丸となり、知恵を絞り取り組んでまいり所存でございます。

本議会で御審議をいただきました、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、1次配分内示額の中から給食費の支援に充てさせていただく予算組みといたしましたが、今後も2次配分が示されると伺っておりまして、できるだけ多額の配分を期待するところでございます。

世界情勢を見ますと、新たな紛争の勃発やアメリカ国内での混乱、関税の問題など、経済状況の不安定化が懸念をされ、燃油をはじめ物価高騰影響が心配されるところでございます。今後とも知恵を出しながら、町民の皆様に対する支援策の充実に努めてまいります。

さて、町議会におかれましては9月に改選の予定がございます。定例会としましては、今議会が現体制での最後となりました。様々に課題に直面する本町でございますが、執行と議会で課題を共有しながら、意見を交わし、議員各位には大変な御尽力をいただきながら、御助言また御提言をいただいてまいりました。任期はまだ3か月強あるわけでありますが、一旦の定例会としての区切りとして、この場で深く敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも何かと御多忙であらうと存じますが、大変暑い中での梅雨の時期を迎えてもおり、くれぐれも健康管理には御留意の上、引き続き、本町発展のため御尽力をいただき、また御協力、御助言を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月9日から本日までの11日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議賜り、また、議事運営に対して御協力をいただき、誠にありがとうございました。

執行部におかれましては、本会議及び委員会で出されました提言や要望を今後の行政運営に反映していただくよう望みます。

さて、令和3年の町議会議員選挙で、13名の議員が町民代表として4年間の負託を受け、9月で任期満了を迎えます。議員各位におかれましては、この4年間議会基本条例を規範に、本町の発展と活力ある郷土づくりのために邁進してこられたことに、改めて敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

ここ数年は、物価高騰、令和の米騒動など、日本経済情勢も非常に厳しい状況にあります。議会と執行は常に町民側に軸足を置き、多様化する町民のニーズに応えなければなりません。事

業執行においては議会一丸となり、優先順位をしっかりと精査し、一つ一つ議論を重ね、子供たちの教育環境、住民福祉の向上など、豊かな地域社会づくりに御提言、御尽力をお願いいたします。

結びに、今年も厳しい暑さが予想されますので、皆様方には御自愛いただき、議員各位、執行部各位ともに、今後の町政発展に邁進いただくことをお願い申し上げます。6月の定例会の閉会に当たっての挨拶といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで、令和7年第2回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員